

ひとり親家庭等医療費助成制度について

ひとり親家庭等医療費助成制度とは、ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）の母親・父親や、その子どもの医療費（保険診療分のみ）を助成する制度です。

対象者及び助成の内容は次のとおりです。

1 助成の対象者

清水町に住所を有し、18歳になる年度の末日（3月31日）までの子どもと、その子どもを扶養もしくは監護しているひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）の母親又は父親

2 助成の内容

- (1) 市町村民税非課税世帯の方（緑色の受給者証）
初診時一部負担金（医科 580 円、歯科 510 円、柔整 270 円）以外の医療費を助成します。
- (2) 市町村民税課税世帯の方（黄色の受給者証）
自己負担分（1 割相当額）以外の医療費を助成します。
（上限…外来 18,000 円・入院 57,600 円）
- (3) 子どもは入院、入院外ともに助成対象となりますが、親は入院のみとなります。
（入院時の食事代等は自己負担となります。）
- (4) 18 歳になる年度の末日（3 月 31 日）までの子どもにかかる一部負担金（初診時一部負担金又は、一割負担金の自己負担分）については、全額助成します。

3 助成対象期間など

- (1) 子どもが 18 歳になる年度の末日（3 月 31 日）までとなります。
- (2) 進学等により引き続き子どもを扶養している場合は、20 歳に達した日の属する月までとなります。
- (3) 毎年 7 月 31 日までが受給者証の有効期間となり、毎年更新となります。
- (4) 親の所得が下表の基準を超える場合は、助成対象となりません。（所得額は、前年（1 月から 7 月までは前々年）の額となります。）

扶養親族等の数	0 人	1 人	2 人	3 人
所 得 額	2,360 千円	2,740 千円	3,120 千円	3,500 千円

4 助成の方法

- (1) 道内で受診したとき
受給者証を掲示することにより、一部負担金（初診時一部負担金又は 1 割相当額）のみが自己負担になります。ただし、18 歳になる年度の末日（3 月 31 日）までの子どもは、窓口での自己負担は生じません。
- (2) 道外で受診したとき・受給者証を忘れたとき
医療費自己負担分を一旦お支払いただき、その領収書等（領収書、印鑑、保険証、

受給者証及び振込先の預金通帳)を持って、役場窓口で申請してください。後日、自己負担した助成分を指定口座に振り込みします。

5 届出が必要な場合

受給者証の交付後に、健康保険証の種類が変更となったとき、又は清水町内で住所が変更(転居等)となったときは、届出が必要です。届出の際には、健康保険証、受給者証及び印鑑を持参してください。

6 その他

(1) 入院等により、医療費が高額になることが予想される場合は、加入している健康保険の「限度額適用認定証」の交付を受けて医療機関に提示することにより、医療費の支払いが軽減される場合があります。また、市町村民税非課税世帯(緑色の受給者証)の方は、入院時の食事代が減額されます。

(2) その月に支払った医療費が高額等で払い戻しになる場合は、ご連絡いたします。

(3) 幼稚園、保育所、小中学校等管理下でのけが等の場合は、独)日本スポーツ振興センターの災害共済給付が優先適用となり、医療費助成の受給者証は使用できませんのでご注意ください。

ご不明な点、ご心配な点等がある場合は、町民生活課保険係まで問い合わせください。

清水町 町民生活課保険係 電話 0156-62-1151 (直通)